

東京学芸大学情報処理センター規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成15年2月6日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成15年規程第2号

東京学芸大学情報処理センター規程の一部を改正する規程

東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3章を次のように改める。

第3章 所員会議

（所員会議）

第13条 センターに、センターの管理運営及びセンターのコンピュータシステム等の管理運用等を協議するため、所員会議を置く。

（組織）

第14条 所員会議は、次に掲げる者をもつて組織する。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教官
- (3) センターの兼任教官

章名を削る。

第20条中「システム委員会」を「所員会議」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第21条を第16条とする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

東京学芸大学情報処理センター規程 新旧対照表(抄)

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| <p>[省略]</p> <p><u>第3章 システム管理委員会</u> (<u>システム管理委員会</u>)</p> <p><u>第13条 センターに、センターのコンピュータシステム等の管理運用等に関する事項を審議するため、システム管理委員会(以下「システム委員会」という。)を置く。</u> (<u>審議事項</u>)</p> <p><u>第14条 システム委員会は、次に掲げる事項を審議する。</u> (1) <u>センターのコンピュータシステムの管理運用に関する事項</u> (2) <u>全学ネットワークの管理運用に関する事項</u> (3) <u>その他センターのコンピュータシステム等の管理運用等に関する事項</u> (<u>組織</u>)</p> <p><u>第15条 システム委員会は、次に掲げる者をもつて組織する。</u> (1) <u>センター長</u> (2) <u>センターに所属する専任教官</u> (3) <u>部教官会から推薦された教官 各1名</u> (4) <u>センターに所属する者 若干名</u> (5) <u>附属図書館に所属する者 1名</u> (6) <u>学長が委嘱する者 若干名</u> (<u>任期</u>)</p> <p><u>第16条 前条第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (<u>委員長</u>)</p> <p><u>第17条 システム委員会に委員長を置き、センター長をもつて充てる。</u> 2 <u>委員長は、システム委員会を招集し、議長となる。</u> (<u>会議</u>)</p> <p><u>第18条 システム委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</u> 2 <u>議決を要する事項については、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> (<u>関係者の出席</u>)</p> <p><u>第19条 システム委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u> 第4章 雑則 (<u>庶務</u>)</p> <p><u>第20条 運営委員会及びシステム委員会の庶務は、センターが処理する。</u></p> | <p>[省略]</p> <p><u>第3章 所員会議</u> (<u>所員会議</u>)</p> <p><u>第13条 センターに、センターの管理運営及びセンターのコンピュータシステム等の管理運用等を協議するため、所員会議を置く。</u></p> <p>(<u>組織</u>)</p> <p><u>第14条 所員会議は、次に掲げる者をもつて組織する。</u> (1) <u>センター長</u> (2) <u>センターに所属する専任教官</u> (3) <u>センターの兼任教官</u></p> <p>第4章 雑則 (<u>庶務</u>)</p> <p><u>第15条 運営委員会及び所員会議の庶務は、センターが処理する。</u></p> |

(細目)

第21条 この規程に定めるもののほか、センターの利用等に関する細目については、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

〔省略〕

(細目)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの利用等に関する細目については、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。